

「女諸礼集」の本文の成立経緯について

島 田 勇 雄

(一) はじめに

「女諸礼集」七巻・七冊は万治三年の初版、以後天和三年・貞享五年・元文三年・刊年不明と度たび版を重ねている。本書は、数箇の点で、すぐれた歴史的価値を担っている。その第一としては、諸礼物の中で初めて女性用の諸礼を体系づけた著述である、という点が挙げられるし、その第二としては、近世初期の文化昂揚期の一徴証ともされる小袖模様について、その雛形の貴重な刊本である、という点が挙げられる。その第三の点としては、女性用諸礼に関する挿絵が初めて公刊され、しかも多数挿入されている点が挙げられる。即ちそれによって、本書は言うまでもなく、各種伝書の文章によって説明されていないような事項や、細部にわたるために各種の著作においてほとんど説明されることないような事項や、ときには

書き言葉による説明が煩瑣にわたるため各種伝書では「委細口伝」として説明を省略しがちであったと思われるような事項などが、この挿絵によって一目瞭然と視覚的に解説されている、という長所を持っている。しかも本書の挿絵は本書以降に多数刊行された女性用諸礼物とかいわゆる女子用往来物とかに、そのままあるいは換骨奪胎ともいふべき形で襲用されており、本書の挿絵の影響はのちのちまで実に大きいものがある。

第四の点として、特例的な整版本の成立経緯を表わす有益な範例の示される点が挙げられる。そもそもが奇妙で、本文の各所に摩訶不思議な空白が散在する。それが各種の項目の終りの部分に続くものであれば、あえて異とするに足りないが、本文の見出しの前に数行分の空白があったりすると、一体なんのためにこのような現象が生じたのか、その解釈にとまどうことがある。そのようなことよりもっと大きな問題がこれには認められる。本書には多数の小

袖の雛形が挿入されているが、問題はそのことにまつわり本書の特異な成立事情の存在を示すことにある。即ち版形等から帰納するに、すでに本書の本文部分は成立していた。編者の草稿に基づいて版下書が版下を作成し、それに基づいて彫師が本文を彫りあげて、本文部の版木はすでに完成していた。その段階になって、挿絵を挿入しようとの案が提出され、急遽小袖雛形等の版木が作成された。ただし当初から挿絵を挿入することが計画されていたわけではなかったので、新しく多数の挿絵を既成の版木の中に挿入するためには、いろいろな困難が伴いがちである。そのための編集上の苦心のあと、ある種の不備・不都合が各所に散在している。つまり一丁分の挿絵を挿入するときには、本文の見開きにそれがあるように配慮することが必要で、そのためには前の版木の後半とあとの版木の前半に挿絵を入れておかねばならぬ。ところが、すでに本文の版木が完成したあとに挿絵の版木を作り、それを本文の版木の間に挿入すると、挿絵は見開きにならないで、表と裏とに背中合わせに挿入されることになる。挿絵としてははなはだ不体裁なことになる。しかしその不体裁を嫌って、挿絵をあえて見開きに入れようと思えば、本文の版木を版心より切断するほかはない。その際、版心に柱題・巻数・丁数等を彫り込んでなければ、それも比較的容易であろうが、もし彫り込んであればひとしお厄介なことになる、というわけ

である。そのような、案案と修正案との混在による版本の分析、といったきわめて興味ある問題を本書によって追跡できる点で、これは大切な教材である。

本書の存在意義の第五の点として、各種の版本との形態上の相互関係について同じく重要な教材的意義を担う点が挙げられる。というのは、本書はまもなく模刻と思われる方法で別版が作成されるが、その際本文の一部が省略されたり、本文の一部が前後したりするなどの現象が生じた。そのような異版関係が従来とかく無視されること、あるいは気附かれないことが多く、たとえば『困書総目録』（岩波書店）の類では単に刊年を異にするものとして列挙するのみである。これに類することは「女重宝記」その他にも数多く見られる。近世の出版物の調査において、このことが重要な意義を持つことを思うべきである、とみずから肝に銘じるが、本書の異版研究はそれについての一つの教材を提供するはずである。

(二) 前 お き

以上に略述したように、本書は数箇の点においてすぐれた歴史的意義を担っているが、本稿では主として第一の本文の成立経緯について若干の考察を行なつてみたい。一般に武家礼式の中でも武家諸

礼は主として近世に開拓された部門であり、それも、まず武士を対象とする贈礼物の開拓に主たる努力が傾けられてき、女性のための贈礼物として編者不明の「女諸礼集」や水島之世の「女礼集」などの編纂されたのは、やや時代が下ってからである。それにしても、女性用贈礼物について、一二の断片的な伝書の内容には満足できなく、より広範な内容を持ち、より体系的に組織化された伝書が要請されるような風土が社会的に醸成されつつあった。そのとき、諸礼の指導者としてそれにどう対応するか、ということは困難な問題であったのに相違ない。それはどのような身分の女性を指導の対象として考えるか、女性のための諸礼（礼法と知的教養）の基準をどの点に設定するか等々について、最初の試行を実現しようとするものだったからである。その上に、さて個々の単元をどう具体的に形象化するかということになると、どれかの先行伝書からの示唆に頼るほかにはほとんどすべもないという状態である。しかもそれらの先行伝書はいずれも過去の社会状況の中で、主として男性を対象として構成されたものなので、単純には女性用には変形できないような性格を備えている。それらの難問を克服してどのように世の新しい要請に応えていくか、それが女性用贈礼物を体系づけていく際に終始編者を苦しめてきた問題点であったろう。

まず、諸礼ということについて、私の考えを述べておきたい。近

世における武家礼式を、私は武家有職・武家故実・武家贈礼の三種に分類している。武家有職は対朝廷を中心とする武家の礼式である。これは室町時代に幕府が朝廷と密接に接触するようになって以来、武家が公家有職を独自の観点から授取して次第に確立するに至ったものである。即ち、三代将軍義満が朝廷の官職を獲得するとともに、朝廷の儀式にも積極的に参加するようになり、しかも一方では武士としての立場から、完全には公家と同一行動様式を取らずに武士としての行動様式をも保持するという立場から、独特の方式が漸次成立した。近世では、その任に当るものとして高家が設定され、室町幕府の方式に通じる吉良家などが選ばれた。

武家故実は犬追物とか矢開やひらとかいった、いわゆる弓馬礼を中心とするものである。これは中世における武家独自の生活様式の中から発達し、のち次第に儀式化されたものである。ただ公家有職に基づく武家有職が、一定の方式に統一されたものであったのに対し、本来多元的な武家故実では、巨視的には一定の方式に従いながら、微視的には家々による細部的差違は容認された。犬追物では、小笠原家による方式が最も有力であったが、島津家や山名家にもそれぞれ独自の故実が伝承されていた。今川了俊の「今川大双紙」にもその種の家風の尊重を述べた箇所がある。そのような中世に由来する武家故実の家柄として、徳川幕府には小笠原流の京都家（縫殿助家）

と赤沢家(平兵衛家)とが禄仕していた。なお外に總領家が譜代大名として控えていた。伊勢貞丈の伊勢家も同じく旗本として禄仕していた。

私が武家諸礼と名付けたものは、近世では単に諸礼とのみ称せられ、またその指導に当たった人びとは諸礼家と呼ばれた。諸礼は、前二者が公的礼法であるのに対し、これは私的礼法としての性格を持ち、それに附随して教養的側面を強く持つ。たとえば鷹の請取り渡しの礼法といった類がそれで、この礼法を完成させるためには放鷹一般についての知識を充実させることが前提となる。そのため、諸礼の指導には当該事項に関連する各種の知識や歴史的経緯が説かれるようになり、のちにはむしろ後者に重点が置かれるようになり、諸礼の指導は次第に古典を背景に各種の教養を講脱する教養講座の趣を呈していく。

以上の武家礼式の三種と近世の小笠原流との関係を言えば、京都小笠原家は中世に武家故実の開拓にめざましい活躍を示したが、近世に幕府に仕えた縫殿助家は弓馬礼を中心とする武家故実による伝統の墨守に移り、諸礼の研究は行なわなかったものと思われる。總領家では、長時が武田信玄に松本城を追われて以来諸国流浪の三十余年間に、その子貞慶とともに武家故実のほかに武家諸礼の開拓に務めたが、近世に徳川家の譜代大名に列して以来伝授活動を中止す

るし、積極的開拓も行なわなかった。赤沢家(平兵衛家)は總領家・京都家の指導を受け、のち独自に諸礼物をやや消極的に開拓した。長時の開拓した諸礼の体系がその「七冊書」であり、それを受けて赤沢経直が独自に発展させたのが平兵衛家の「経直十巻書」である。これが近世における諸礼物の聖典である。近世で諸礼物の開拓に最も熱意を示したのは、私が小笠原流庶流系と名づけた人たちである。主として總領家の長時や貞慶に礼法指導を受けた者、および継承する一派で、多くは在野で諸礼の指導に当たった。その中樞は、貞慶の旧臣で、その指導を受けた小池貞成の、孫弟子に当たる水島卜也之也とその門弟伊藤伝左衛門幸氏とである。水島之也の女性用諸礼物の体系的伝書としては、「女礼集」(女中十冊書)があり、伊藤幸氏にはその増補版としての各種伝書が多数ある。

「女諸礼集」は万治三年の初版である。著者の名は明らかにされていない。明らかにされることを避けたいような身分関係を持つ人であったかも知れない、とも思われる。たとえばどれかの小笠原家に属する人であるとか、小笠原流関係者で幕藩関係の重要な位置を占める人であるとか、同じく社会的に知名な人であるとか、などの種々の諸事情が想定される。しかしなにも名前の人にされることを殊更に避けるために、そのような方法を取ったのだ、とばかりきめてしまうことも正しくないであろう。我われの時代のように、著書

を持つことが人事の昇進の条件となる、とかいった時代ではない。当時、一書が成ればもって眠すべく、足るとすべく、あえて名を世に充るまでもない、と考える人も多くいた。それにまた書肆の依頼に応じて気軽に各種の草稿を作成するといった類の、やとわれマダムの著述家が多かった。絵入根本などの筆者を初め、各種注釈本の著者、啓蒙的著述類の著者にはその種の人物が多かった。それに本書と直接関係のある諸礼物では、編著者名を公表しないことが通例であった、と言ってよいようである。

本書には著者の人柄等に関して知識を得る手掛りは全くないが、わずかにその著述意図を示すものとして、次の簡単な跋文がある。

右女之儀方 于世雖在數多 今當加增補 名女諸礼集 正改令
板行者也

干時万治三庚子年青陽吉旦

右の「女之儀方于世雖在數多」とは、女性用の礼法書は多数世に行なわれていたけれども、の意であろう。当時すでに世に行なわれていた女性用礼法書には、刊本では「女鏡秘伝書」などの限られたものしかなく、諸礼家の伝書でも各論物が若干行なわれていたまでで、本書の原型になるような体系的著述はまだ現われてはいなかったように思われる。にもかかわらず、「今當加増補 名女諸礼集」として、その原型と思われるものの存在を示唆している。あるいは著者は

すでに伝書段階でそのような試行を実現していたかも知れないが、それに該当するような伝書は残存していないように思われる。おそらく、後述するように、ある種の単元的伝書の記事に基づき、これを改組したり増補したりして、本書のある巻の出来ていることや、男性用諸礼物の記事のうち女性用に転用可能なものを、改組増補して本書のある巻を編纂したことなどを示す言葉なのであるうと思われる。

(四) 修正案と巻数増

本書の形式面では、各種の仕組に不備な点が多い。その大きいものとしては、各巻ごとに巻首にその巻の目録があるが、二之巻にだけ巻首に目録のないことがある。もっとも、二之巻の目録に相当するものは、一之巻の目録中の最終項目である。つまり一之巻の目録が実質的に一之巻と二之巻との目録を兼ねる形式になっている。その上、文脈が一之巻の巻尾で中断し、二之巻の巻首に連続している。つまり本文は一之巻から二之巻にひき続いていく形式になっている。そのことは、本来の案では、一之巻と二之巻とは同一巻にすることを予定されていたこと、それとともに一之巻となるように予定して構成されており、のち修正案によって二之巻が一之巻から分

割られるようになったことを、その事実が説明している。問題は、その素案修正がどの段階で行なわれたのか、という点にある。一般に、近世の整版本の版行では、(1)著者の草稿作成段階、(2)版下書がその草稿に基づき整版用の版下原稿を作成する段階、(3)彫師が版下原稿に基づいて整版用版下を彫り上げる段階、(4)摺師が摺り上げる段階、(5)整本する段階、といったふうに大きく段階別に分類することができる。これらの段階のうち、現在の印刷手順との関係で最も注意すべきは第二の段階で、現代の研究者が最も見のがしやすいのもこの段階である。この版下書の不注意・独断で著者の草稿が表記のみならず本文に関する部分さえも書き改められることは、近來やや明らかにされつつある。そのような、版下書のせいで作品に不都合の生じたかも知れないと考へうる事項は、この作品のばあいにも数かずある。

しかし当面のように、すでに彫りあがったものが、一之巻の巻尾と二之巻の巻首とに分れるというのは、版下書の段階における不備のために生じたものではありえない、ということである。即ち、彫師が整版用の版下を彫り上げて、あとは摺師が摺りあげるだけという状態にあるとき何らかの理由で、おそらく書肆の販売政策上の理由で、購買者の購買意欲をそそるような変更が考案されたために、急速その修正案に従うことになったものと思われる。その修正案は、

一之巻に小袖の雛形を多数挿入して女性の購買意欲をいやがうえにもそろうというものであつたらう。その雛形は十六面で、一面が一ページの大きさなので十六ページ分、丁数で八丁になる。一之巻に八丁分が増量されると、一之巻が他の巻に比較して厚くなりすぎるため、素案の一之巻を一之巻と二之巻との二巻に変更し、素案の二之巻を修正案では三之巻とする、というように順次に巻数を次におくるという方法を取つた。そのため、素案で六巻の予定であつたものが、修正案では七巻になったものと思われる。

もっとも右のように考へないで、もう少し作業が進行して摺師がすでに摺り上げてしまつた段階になつて、右に述べたような修正案が考慮されて変更された、ということはありえないのか、ということも考へられる。もともと一之巻に挿入された小袖雛形は連続十六面、八丁分、つまり板木八枚分に相当する。それで、摺り上げたあとで挿絵をあとから挿入すると、挿絵のある部分は、見開きの左側から始まり同じく右側に終ることになる。つまり、それらの部分では、挿絵の始まりの部分は見開きの右半分が文字面で、左半分が雛形という構成で始まり、挿絵の終りの部分は、同じく見開きの右半分が雛形で左半分が文字面という構成で終ることになる。ところで現行作品からすれば、まさにその通りの方式になつてゐる。そのことからすれば、雛形の挿絵の部分に関する限り、全部摺り上がった

あとに、雛形の部分を改めて摺って挿入したと考えてもよさそうである。このばあい、柱題などはなく、丁数にかかわりはないので、それがやれたわけである。もちろん、摺り上がったあとでの修正は通常考えにくいことなので、版木のできた頃修正案ができてそれに従ったと考える方がより自然であろうと思われる。小袖雛形と同様に挿入されたと思われるものに、三之巻の路次行列十面、四之巻與入之図十六面、六之巻積方の図四面などがある。雛形の始まりの丁と終りの丁とについて、枠の寸法を調べてみるに、前者では前の丁の本文の縦枠が挿絵の縦枠より約〇・五センチ長く、同様に後者ではその逆の現象が起きている。これらは挿絵の版木をあとから挿入したからであろう。

普通、順調に版木が出来上がっていくなら、本文の版下を書いた版下書きが各冊の題簽も書くという手順になることが多い。そういうばあいには、本文と題簽とが同筆で書かれてある、ということになる。ところが、本書では本文と題簽とは別筆である。それは、右に述べたように、本文の版下原稿が完了し書肆から彫師の手に渡り、更に版木も出来上がったあとで修正案が提出されたからである。そういうばあい、巻数が変わるので新しく題簽を作り直さねばならない。そのとき、書肆は新題簽のための版下を本文を書いた版下書とは別の人に依頼することが起きる。要するに題簽の七枚分を

書くだけなので、つい手近かの者に依頼するということになりがちなわけである。即ち本文の版下は、著者の方の關係で適当な版下書に依頼するということがあるが、この修正案以後の版下は普通書肆の關係者に依頼してすませることが起きやすい。そのようなことから、このような変更の生じたばあいには、本文と題簽とが別筆ということが生じやすいわけである。

四 目録の不備

本書の形式面で各種の仕組に不備の見られることの例に、また次のようなものがある。各巻の巻首にその巻の目録があるが、その目録の記載方式に不備・不統一が多く見られる。また目録はもと本文の内容を示唆するものであり、本来両者は密接な対応關係にあるべきものであるが、本書ではそれらの相互關係も粗雑で不備である。この種の不備の見られるものでは、版下書が不注意に書き洩らすなどのためにそれらの不備の生じたものも多い。しかしとかくその種の不注意のために起きやすい事項以外は、著者に責任のあることが多い。即ち著者がその種の対応關係についてあまり嚴格な考え方を持たないため、草稿作成の際に兩者の關係につき粗雑な処置を行なったので、多くの不備・不統一をもたらすことになったも

のと思われることが多い。

目録の書き方は次のような方式になっている。まず大項目を挙げ、つづいて小項目を挙げるといふ方式である。たとえば、巻一の目録では、

女ばうしつけかたの次第

一 みやつかひの次第

一 ひさげにてしやくとりやうの事

一 さかづききやうすへをきやうの事

一 三ほうくらゐの上下をしる事

とある。この大項目は、本文部でその初めに見出しとして挙げてある。またこの目録では小項目を四か条挙げるだけであるが、本文部では九か条について述べてある。してみると、目録に挙げてある小項目は、本文の叙述と正しく対応していないわけであり、いわば目録の小項目は本文の解説の見本にすぎないといふべきである。また一之巻の最初には、大項目を挙げずに、いきなり小項目を三か条挙げてある。ところが、本文には大項目に相当するものを見出しとして挙げてある。そんな不備もある。そのばあいは、著者が草稿を書く時にうかつに書きもらしたと考えられるが、また一方では版下書が不注意のために書き落したのとも考えられる。

目録の大項目と本文の見出しとの相関々係を考慮し、改めて各巻

の内容を大項目中心に目録として再編すれば、左のごとくになる。

上段が各巻の目録、下段がそれに当たる本文の見出しである。なお同一項目では、各巻の目録では仮名書にし、本文の見出しには漢字に振り仮名という表記にするという対応関係のままあることに気付かされる。これに類する現象は「好色一代男」などにも見られ、それが表記法の表現効果を計算したうえでの、一種の慣習的なものであったことを知らされるのである。

女諸礼 一之巻

女房つねにわきまふへき色々

女ばうしつけかたの次第

女房嫁方の次第

よろづくいかたの次第

萬喰方の次第

くいかたかよひの次第

喰かた通ひの品々

ぢよちうかたかよひの次第

女中方通の次第

二之巻

みやつかへする人心いれの次第

みやづかへする人。こゝろへへ

きしなく

女諸礼集 三之巻

嫁取云入真草の次第

嫁取言入の次第

よめ入の次第

嫁入の次第

路次中の次第

女諸礼 四之卷

真のしうげんの次第

さうのしうげんの次第

嫁取與詣取わたしの次第

女房向興座入の次第

草の祝言の次第

水指黒棚の事

おくのけしやうの間のかさりの事

貝おほひの事

ふし水といふ事

産屋の次第

女諸礼集 五之卷

産屋の次第

さん屋しよたうぐの次第

誕生の次第

元服の次第

女諸礼 六之卷

酌取やうの次第

女諸礼 七之卷

みすの事(外、二七項)

女官

服暇の事

女官の次第

母方おくいとまの事

七さい未滿のおきな子のぶくの事

事

ざうあもつのみみの事

魚をくふ事

四足の物の事

五辛の事

諸神さんけいの事

右の項目の命名では、「の次第」と「の事」とに区別のあることが感じられる。「の次第」は大項目、「の事」は中項目という感じである。そういうふうに理解してみると、たとえば四之卷の項目で、同様に並列してあっても、「草の祝言の次第」と「水指黒棚の事」以下とはその間に差のあることに気づく。つまり「水指黒棚の事」以下は「草の祝言の次第」と対等の別項目ではなく、「草の祝言の次第」に関連する一項目となる。命名については、そのような配慮がなされていると思われる。次に七之卷に「みすの事」の外二七の小項目を並記してある。これは水島卜也の伝書などに「積方門」などとされる部門で、本来なら「積方の次第」などの大項目名のあるべきところである。また同じく七之卷で、目録では「服いとまの次第」とし、本文の見出しでは「服暇の事」以下となっていて

る。「の次第」と「の事」とをうまく使い分けている。つまり、目録の「の次第」は大項目名であり、本文の見出しは中項目で、本文の見出しと並んでいる項目は残らず目録の大項目に含まれるわけである。以上、目録を本文の見出しとの対応関係から考察するに、目録の不備とすべきものも多いが、また必ずしも不備とは言えぬものもあること、それらの不備にも著者の厳格でない態度から生じたものもあるが、版下書の不注意などで生じうるものもあること、などについても留意したわけである。

④ 「女諸礼集」の成立

武家諸礼が中世に説かれ始めた頃、それはもともと武家貴族を対象として、武士のたしなみとすべき礼法やそれに関連する知的教養の指導に重きを置いた。女性を対象とする諸礼を構想することにはほとんど考慮されていなかった。出産とか婚礼に関する礼法を述べたものは若干あるが、それらは女性を対象にするものではない。たとえば、出産に関する伝書は、出産に際しその諸行事一切を司るべき地位にある武士に対し、その心得るべきくさくさを述べたものである。即ち、高貴の武家では母屋とは異なる箇所産屋を設け、出産と諸行事とのための諸道具類を整備するが、その産屋の設計、諸道具

の種類と飾り方、諸行事のとり計らい方等について、責任者の心得るべき事柄を解説するのである。婚礼に関する伝書も、同様である。出産や婚礼では、確かに女性がその当事者であることはまぎれもないが、出産や婚礼の礼法の中では、女性は一種の素材であるに過ぎない。その礼法を司るのはしかるべき武士であり、出産や婚礼の伝書はそれらの武士を対象にして指導されたものである。したがって出産や婚礼に関するものは、女性を対象にしてその礼法を説くという意味での女性用諸礼物の対象外の事項に属している。中世・近世に指導されたそれらの伝書は、男性のためのもの、武士のためのものとしてであった。そのようなわけで、中世や近世初頭に真に女性を対象として説かれた伝書は、きわめて稀であった。

武家有職や武家故実が中世に開拓された公的礼法であるが、それらの指導は近世にはほとんど行なわれなかった。本来中世でもそれらが上層武家を対象とするものであったし、近世ではきわめて限られた専門家に限定され、一般武家に対する指導はほとんど要請されなかつたのであらうと思われる。即ち武家有職はもっぱら吉良家などの高家の家職であったし、武家故実では弓始めの行事が幕府の年頭の行事として小笠原家の平兵衛家によって取り行なわれるなどにすぎなかつた。ところが近世では、武家諸礼が右の有職故実に代わるものとして次第に盛んに行なわれるようになった。諸礼は、私的

な礼法を中心にし、それに関連する知的教養を説くものであるが、それは近世の教養主義的な主潮と呼応するもので、一般の武士のたしなみとすべき一目標として大に行なわれるに至ったわけである。そういう主潮を背景に「諸礼集」七冊き、七巻七冊が慶長元和古活字版・元和寛永古活字版・寛永整版等々と版を重ねたし、「大諸礼集」十七巻十七冊（初版の刊年不明）などが盛行したし、諸礼家の間では「七冊書」を初め各種の諸礼伝書の伝授がしきりに行なわれていた。

そのような精神的風土の中で、前代にも断片的に伝授されていた女性用諸礼を拡大的に充実させよとの要請とこれに応える試行の実際の気運とが次第に醸成されてきた。おそらく女性用諸礼についての体系化という意識が十分には発現しない段階での公刊物の一種が、「女諸礼集」の公刊に先立つこと十年前の慶安三年に刊行された「女鏡秘伝書」であったであろう。つづいてその体系化への要諦のおそらく最初の応答して「女諸礼集」が登場したのであると思われる。しかし、女諸礼ということをも、真に女性のみを対象として、女性のための諸礼を講説するものと理解するならば、この「女諸礼集」は初めてなされた試行錯誤としての著作であると言える。初めての試行であり、その意味では歴史的意義を担うが、女性だけのための諸礼という著作目的を見誤ったために、ある種の錯誤に陥

ってしまった、という点では、初期の試行の陥りがちな欠陥を免れてはいない。その錯誤というのは、出産・婚礼に関する事項を女諸礼の中に加えたことである。これらの点では、おそらく時間的には本書よりやや遅れて体系化されたと思われる水島之也の「女礼集」（女中十冊書）は正しい把握を行なっている。しかし「女礼集」より後に刊行された「女重宝記」（元禄五年刊）などは、女諸礼ということの意義を正しくは理解し把握せず、先行書としての「女諸礼集」を無批判的に摂取したために、「女諸礼集」と同じ誤りを犯したところが認められる。

女性用諸礼を体系化するという命題に接したとき、まずその手掛りとなるのは男性用の諸礼物の「七冊書」であろう。それは「諸礼集」としてすでにしばしば刊行されている。そのほか「大諸礼集」（刊年不明）十七巻十七冊はその「七冊書」のほかその他の諸礼物をも広く抱含してすでに刊行されていたかと思われる。本書の著者はおそらく小笠原流の流れを汲む者であろうと思われ、諸礼関係の伝書についての伝授を受けて相当程度の知識を持つ者と思われるが、近世期に多く見られる啓蒙的作品の著者の中にはそれらの刊行書を適当に按配して、手ぎわよく一書にまとめるといった類の人も多くいた。「女重宝記」の著者などはその一人である。しかし、「女諸礼集」の粉本には「産所諸用集」などのように、刊本としては世

に行なわれず伝書としてのみ伝えられたものがある。そのことからして巷間の啓蒙学者の手に成ったものではあるまいと思われる。

「七冊書」は総領家とその指導を受けた庶流系の人びとに伝えられたもので、おそらく長時・貞慶の父子の頃に完成されたものと思われる。総領家の聖典のごときものであるが、もともと一定の体系的構想のもとに組織的に著述されたものではなく、おそらくある特定者を対象に種々のことをそこはかとなく講説するうちに一書が成り、また別人を対象として講説するうちに別の一書が成る、というふうにして出来たものであろう。それぞれの書の内容はさほど組織化されておらず、類似の事項が数書に散在するなどのことがあるからである。しかし全体としては広範の事項に及んでいる。その伝書名は次のごとくである。

元服之次第・万歳方之次第・通之次第・酌之次第・請取渡之次第・書礼法上下

また赤沢経直は総領家と京都家との指導を受け、のち徳川家康に仕えて旗本となり、小笠原丹斎を名乗った。現在の小笠原流の家元の祖先である。経直は「七冊書」を改編し、独自の創案を加えて「経直十卷書」を編集した。それは次の書である。

諸祝儀之次第・萬歳方之事・東帯之事・酌酒并飲酒之次第・配膳并萬物喰棧之次第・使者奏者之次第・萬歳請取之次第・萬披

露納之次第・書礼之礼法・同書礼之次第

この「女諸礼集」の編者は「七冊書」の影響を受けているが、「経直十卷書」の影響は受けていない。そのことから考えれば、この編者は総領家もしくは庶流系の関係者もしくはその指導を受けた者であろう。赤沢家系の者ではない。京都家は「七冊書」を傳承していないしそれに当たる書を持っていない。この編者は京都家とも無縁なのであろう。

「女諸礼集」の編者がいかに巧妙に総領家の「七冊書」等の本文を換骨奪胎して使用したかを、具体例について見よう。たとえば本書の五之巻の「誕生之次第」に喰初めの記事がある。それは「七冊書」の「元服之次第」の「喰初之事」に基づいて書かれたものである。即ち、それを例示すれば、(甲)が「元服之次第」の「喰初之事」の記事であり、(乙)が「女諸礼集」の本文である。

(甲)一 生て百一日と云に善悪をきらわす喰初さする也

一 男子おとこをは男おとこやしなふ也 女子むすめをは女むすめやしなふ也

一 幼わかき者を抱かかきて出でるを喰初くはの親受取りて左の膝の上に置く所へ膳たねを据かゆるなり

一 膳たねの椀わん 食くを盛りたる上に生飯なまめしを小さく宝珠ほうしゆの椀わんに握にぎりて置く也 やしなひ侯人こうじん箸しやくを取とりて生飯なまめしを右の手先に皿はちの脇わきに置くべし さて食くを三箸さんしやくくむる也 汁じゆをもくくむる真似まねをすへ

し
一餅を左の方へすゆるを 後見の女簪取りてよするを 又三簪
やしなふ也 此餅は五ツを代物過分に買いとるへし ほとら
いは人によるべし

(乙) 一くいぞめはむまれて百廿日といふ。日はぜんあくをきらはす
くいはじむるなり。男子をばおとこ。女子をばをんなく、む
るなり。おとこはひだりのひさのうへにをき。女は右にをき。
食のうへに有さばを。ほうしゆなりに。にぎりをくなり。右
のせんのすみさきに。とつてをくへし。く、むるていをすへ
し。

一もちは五つ左にすゆへし。三はしこれもやしなふなり。此も
ち五つをくいはじめのものより。たかく代物にてかいとるも
のなり

右の兩者を比較するに、本文の内容の酷似することや記事の配列
の順序の一致することなどから、兩者が密接な関係を持ち、甲を乙
が粉本として使用して乙の本文が成立したことはおのずから明らか
であると言つてよい。

「七冊書」を粉本とするものは、一之巻・二之巻・六之巻および
五之巻の「元服の次第」である。そのほかでは五之巻の産所物が
「産所踏用集」を粉本としている。五之巻の大小の項目と「産所踏

用集」の項目とを左に对照させてみる。なお五之巻の大項目は目録
と本文の見出しとから抽出した。目録の小項目は一部しか掲げてい
ないので、便宜上私が簡略化したものを挙げることにした。「産所
踏用集」の小項目も同じく拙案である。これには項目名はないが、
目録のものに相当するものを括弧に入れた。(甲)が「産所踏用
集」の項目、(乙)が「女諸礼集」の項目。

(甲) (産屋の次第)―産所を作る事、産屋の間、産所の畳、産神棚、
葦目射るかり屋、葦目の間、射手へのかざり、八まん棚、
射棟、的山をとり仕廻事、葦目、産屋札、産屋へ入初的事、
産神棚

(産屋踏道具)―抑桶、湯桶、水桶、かいげ、柄杓、小柄杓、
興盤、小甕、屏風、竿台、瓶子、台子、燧、組板、扨丁、組
箸、いろり、水所、島台、手掛、御座筵など、家具、鉄小
刀、竹の篋刀、産所に嫁ふ衣服、七夜の床飾、七夜の産着、
七夜の祝、酌配膳は本式、家の暮を打つ、遠侍の床

(誕生の次第)―産湯、湯氣、袍衣桶、産着、産屋の道具をと
りあげばばに与えること、産神棚の油火、口いはい、産所の
払い、生れ子の顔見せ、三日目の鏡餅、塩ふり、七夜の祝、
童名、守刀、産所の色直し、喰初、

(乙) 産屋の次第―飯屋を作る事、日取と地割、ひながた、産屋の

間、つちま、産屋の畳、産神棚

さん屋しよだうくの次第―手桶、水押、かいげ、柄杓、小柄杓、盥、一番盥、小甕所、水桶、湯桶、屏風、床、台ざおとれんだい、瓶子、公卿、土器どろけりなど、台子など、火打、組板、

扨丁、地炉、水所、式三献道具、御座など、産屋の内忌む衣服、家具、鉄の小刀、押桶、躰のおの小刀、産神棚、瓶子に神酒、

産屋に入初の事、蘇目の家作りの事、蘇目の間、たいはいの事、射棟、七日間一日に三度射る事、七夜の祝い物、七夜の祝、七五三等の差出人、七夜の床飾、酌配膳は本式、家の幕を打つ、遠侍

誕生の次第―懐妊帯、産着、とりあげばば、胞衣桶、躰の緒を切る事、産屋の道具をとりあげばばに与える事、生れ子を産着で巻く事、口いはい、産神棚の油火、三日目の鏡餅、産所の払い、生れ子の顔見せ、塩かえり、宮参り、七夜、かり名、守り脇差、喰初め、餅、髪置

以上「産所諸用集」はその上巻であり、それを三分して「女諸礼集」の三大項目に充てたことが分かる。配列順では初めのうち蘇目に関する一群等が順序を変えて次の「産屋諸道具の次第」に納められたほかには、大きい変更は見られない。削除した項目はほとんど

なく、逆に若干増補したと言つてよいものがある。それらをしも跋文に「今当加増補」と言つたのかも思われる。

配列順については右のごとくであるが、各項の記事内容はどうかというに左のごとくである。

(甲)一産所を作る事 棟は北面へ通し 三間三尺六寸 長九間 十

一間 丸木白木造りなり 突卯の日卯の刻地をならし 飯初すべし これ水生木の祝儀なり 堅縄三十六筋 横縄二十八

筋ひき 水縄の串に継形をはさむなり

(乙)一まづかり屋つくる事。北きた南みなみむかいにつくるへし。三間三尺六寸。たて七間。九けん。十一けんにつくるなり

一みづのへ卯の日のこくに。地をたいらげくわはじめすへし。地わりは三十六筋たてなわを引へし。よこなわは廿八ひくなり

一地きはにひながた。六ところにたつるなり

この「産所諸用集」の本文は家蔵本のそれであり、他本の本文と校合を行なつてはいない。家蔵本の本文に従えば、「女諸礼集」の本文は類似しており、若干適当に文に手入れをした程度であることが知られる。すでに引用した「元服之次第」の喰初めの本文といひ、この本文といひ、「女諸礼集」の本文は原文をほぼそのまま使つて、といつてよい方法で文章化したものであることが知られ

る。そのことから、以上に引用したものの以外においても、ほぼ同様の方法によって文章化して、「女諸礼集」が出来上がったものと思われ。

「女諸礼集」の各巻の大項目ごとの粉本は、目下の調査では左のごとくである。下段が「七冊書」などの粉本を示す。

一之巻・二之巻

女房つねにわきまふへき色々

万葉方之次第

女ばうしつけかたの次第

嫁取故実

よろづくいかたの次第

通之次第

くいかたかよひの次第

通之次第

ちよちうかよひの次第

通之次第

みやつかへする人心いれの次第

万葉方之次第

三之巻

嫁取言入真草の次第

よめ入の次第

路次中の次第

嫁取輿詣取わたしの次第

四之巻

女房向輿座入の次第

さうのしうげんの次第

聲嫁取の次第

水指黒棚の事、など

五之巻

産屋の次第

産所諸用集

さん屋しよだうぐの次第

産所諸用集

誕生の次第

懐妊の帯の事・産所諸用集

元服の次第

元服之次第

六之巻

酌取やうの次第

酌之次第

七之巻

みすの事、など

未詳〔積方門〕か

女官の次第

服いとまの次第

未詳〔凶礼〕か

右のうち、三之巻と四之巻とは婚礼関係の伝書から取ったものであろうが、「女諸礼集」の本文と緻密な対応関係を持つ伝書は、手許になく、まためぐりあっていない。七之巻の「みすの事」などの二八項は「積方門」の伝書から取ったものであろうし、「服いとまの次第」は「凶礼」の伝書から取ったものであるが、これらについても正確に対応する伝書にまだ出会っていない。

内 編者は誰であろうか

上述のような成立経緯を持つ「女諸礼集」の編著者は、一体何者なのであろうか。本書にはそれを知る手掛りになりうるような序文等は全くない。しいて言えば、その奥書の表現が伝書類のそれを書きなれた人であろうか、と推測させる程度である。近世前期の著書にはこの種の現象が多く見られる。西圃の好色本などはことごとくそうである。それは書肆の力が強かったためとも、著者名の明示が直ちに書物の売れ行きに影響を及ぼすような出版状況にないたためとも、この種の限られた人を対象とする特殊刊行物ではその編著者名は言わずともおのずから明らかであるためとも——いろいろと考えられることである。

本書の編者は小笠原流の総領家系の諸礼においてはその奥義にまで通曉した者であろうと考えられる。その推定の根拠は本書の粉本としての伝書と本書の諸礼についての挿絵とにある。粉本としての伝書のうち「七冊書」は、刊本が多く、誰でも容易に入手しえたであろうが、「産所当用集」などは伝本も稀で、多年にわたる指導を受けなければ通曉しえぬものである。またその挿絵に見られるような視覚的解読においてはそのことが一層強く感じられる。それらの

ことから、本書の編者は、総領家系の人か、もしくは総領家系の指導を受けた者で、私の言う庶流系の者で、その諸礼に深く通達した人であろうと思われる。総領家系者と官つてよい人で著者を持つ人としては、小笠原勝三作雲や小笠原友徳齋長行などが挙げられる。作雲には「当流軍法功者書」三卷（慶安二年刊）。「諸家之評定」二〇卷（明暦四年刊）。「軍法侍用集」十二卷（承応二年刊）等の大著があり、刊年もほとんど本書と一致するが、これらの書はいずれも兵法関係であり、小笠原家の中でも武家礼式家とは別類の氏隆系兵法の系列の学者であり、「女諸礼集」の編者とするには不都合であるとは言えないまでも、不似合であると思われる。友徳齋の「諸礼一統集」は初印が宝永二年であり、そのことから友徳齋はやや後の伊藤幸氏の頃の人と思われる。この兩人以外にはさせる著書を持つ人もいないし、めざましい活動したらしい人も見当たらない。

庶流系には名の知れた人が多い。それらの名を総合的に挙げるものとしては「武家礼式伝系」(岩手県立図書館・「御書物目録」)「小笠原流伝来系図」(狩野文庫)などがあり、また特定の伝系を中心にするものに「小笠原流伝来」(徳島県立図書館)「小笠原系図」(岩瀬文庫)を初めとする多数の系譜類があるし、また多くの伝書にはそれぞれその伝系を認めてあり、それらによって現実に活動した多くの人の名を知ることができる。

それらのうち、小池貞成は庶流系の開祖とも言いつべき人で、総領家の長時・貞慶の旧臣で、総領家が古河より西に移封の際江戸に残って諸礼の指導に当たった人でもある。「大諸礼集」十七巻（初印の刊年不明）では、「七冊書」や「三畿一統書」などの総領家の基本的伝書以外は皆小池貞成の伝系を持っており、「大諸礼集」の公刊には小池の尽力の大きかったことが明らかである。諸礼の指導においても、総領家の伝授内容が時代的に不適合・不備であることを認識し、その改編を行っていたし、また総領家の伝授を受けたもの以外にも独自の創意で新開拓を行なったものが多くある。小池のそのような開拓精神の結実が孫弟子水島之世の諸礼の大改革・大統一であったと思われる。小池はきわめて長命であったとの伝承もある。小池の生存時期は明らかでないが、水島之世以前にかかる編著をなしうる第一級の人としては小池を挙げることができるであろう。ただ実際はその歿年との関係から、本書の著者ときめるには問題がある。小池については別稿をまとめつつある。（「水門」第十二号）

小池のほかにも諸礼の指導面で重要な業績を残した人は多い。ただそれらの人びとの中で、単に門弟数が多かったとか世間的に知名度があったとかということではなしに、諸礼の指導領域で新しい開拓を行なったり、独自の伝書を創案したりなどの面でも卓越した業績

を残した人、といえるような者についての研究は十分行っていないので、小池以後水島以前の指導者で本書の編者に比定しうるような人物を明らかにしえない。ただ上原定宣や齋藤久成とともに小池と水島との間に介在し、水島に大きな影響を与えた人たちである。ことに上原定宣は京都派の多賀高忠系の伝も受け、これを水島に伝授することによって庶流系の指導領域を一段と拡張した人として注目すべきである。また最近の調査では、平戸の松浦家史料博物館に、上原定宣に始まる注目すべき伝書群があり、また新入手の庶流系伝書約百軸の内容からして、上原定宣もその師小池貞成の風を承けて、その創意によって諸礼上に新領域の開拓を試みた人であったことを知った。しかしそれら以外の事情については明らかでなく、本書の編著のような著述活動や女性用諸礼のための新体系の確立などを行なった人に擬定してよいかどうかは十分に明らかではない。したがって本書の編者に関する委細は今後に残されていると言わねばならぬ。